

職員の休憩時間に関する要綱細則

制 定 令 2 . 7 . 1

第 2 条 関 係

所属長は、「公務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、請求に係る時期における職員の業務の内容、業務量、他の職員の申請状況等を総合的に勘案して行うものとする。

第 4 条 関 係

- 1 休憩時間の変更を請求する一の期間は原則、月の初日を始期とし、月の末日を終期として設定するものとする。
- 2 休憩時間の変更を請求する一の期間内において、特別な事由がある場合は、休憩時間を変更することができるものとする。

第 5 条 関 係

休憩時間変更請求書は別紙のとおりとする。

附 則

この要綱細則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。